**「ひとり親控除」「寡婦控除」の対象となるかどうかは、こちらでご確認ください。**

あなたは現在、独身※ですか？

※未婚、離婚、もしくは配偶者と死別している場合、配偶者の生死が不明の場合は、「はい」にお進みください。

※婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、「いいえ」にお進みください。

**いいえ**

**はい**

**死別**

**離婚**

**ひとり親控除の対象です**

**寡婦控除、ひとり親控除は適用されません**

**はい**

**いいえ**

扶養親族がいますか？

あなたは婚姻したことがある**女性**ですか？

現在、独身である原因は、夫との死別（生死不明を含む）ですか？　離婚ですか？

**はい**

**はい**

**いいえ**

**いいえ**

**あなたと生計を一にしており、あなた自身が扶養している子※はいますか？**

※他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている子、総所得金額等が48万円を超える子は除きます。

**いいえ**

**あなたの合計所得金額**（見積額）は**500万円以下※**ですか？　　　　　※給与のみの場合、収入6,777,778円以下

**はい**

**寡婦控除の対象です**

**離婚**